



事務連絡
令和2年10月 1日

管内市町教育委員会人事事務主管課長様

東部教育事務所主席管理主事

大学院修学休業の申請について

大学院修学休業につきましては、「大学院修学休業の取扱いについて（通知）」（教市第553号 平成12年12月6日）に基づき、適切に取り扱いいただいているところですが、下記事項に留意するようお願いします。

記

- 1 大学院修学休業の許可の申請をしようとする教諭等（以下「申請者」という。）が、教育公務員特例法第26条に規定されている大学院修学休業の資格要件を満たしていること。
- 2 申請者は、大学院の入学者選抜試験に出願しようとする1月前（大学院に相当する外国の大学の課程を受験しようとする場合は3月前）までに、大学院修学休業許可申請書を埼玉県教育委員会に提出する必要があること。
- 3 各学校において、所属する教諭等に対し、大学院修学休業の制度及び手続きについて周知すること。特に申請者が上記2の内容を知らずに、許可を得ずに出願することのないようにすること。